

回 覧(霞ヶ浦地区)

令和3年3月17日

各 位

かすみがうら市長 坪 井 透
(農林水産課扱い・公印省略)

有害鳥獣捕獲の実施について（お知らせ）

このことについて、イノシシによる農作物への被害防止のため、下記のとおり有害鳥獣捕獲を行いますのでお知らせします。

捕獲期間中は事故等の無いように安全には十分注意して実施をしますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 捕獲鳥獣 イノシシ
2. 捕獲期間 令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで
3. 捕獲区域 かすみがうら市 戸崎・加茂・牛渡・深谷(一部)・
坂(一部)・田伏(一部)

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し
住居が集合している場所などにおいて、銃猟はいたしません。

4. 捕獲方法 銃器・わなを使用
5. 従 事 者 かすみがうら市有害鳥獣捕獲隊（オレンジ色ベストを着用）
6. 連 絡 先 かすみがうら市役所 都市産業部 農林水産課 産業振興担当
TEL 029-897-1111 内線2502

有害鳥獣捕獲実施区域
(かすみがうら市霞ヶ浦地区)
期間：令和3年4月1日～4月30日

	捕獲区域
イノシシ	戸崎・加茂・牛渡・深谷(一部) 坂(一部)・田伏(一部)

